

加古川基署発 0817 第 1 号
令和 8 年 8 月 17 日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



令和 8 年度秋の交通労働災害防止運動の実施について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、兵庫労働局では、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「令和 8 年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしています。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、同要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。



令和8年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

本運動は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施期間とし、行政機関、労働災害防止団体、業界団体、事業者など関係者が一丸となって、交通労働災害による死亡者ゼロを目指して、県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することを目的とし、平成18年度から実施しています。

兵庫県内の交通労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向を示していましたが、近年、増加傾向に転じており、令和7年は7人、令和8年に入ってから既に7人の方が亡くなっています（令和8年7月23日現在、前年同期は2人）。

今年度も、引き続き取組を推進するとともに、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の徹底を図ることとします。

2 期 間

令和8年9月1日から同年9月30日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下各労働基準監督署

4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、日本新聞販売協会近畿地区本部

5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業、社会福祉施設を重点業種とする。

6 実施事項

(1) 兵庫労働局

ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請

イ 広報資料等の作成、配布

ウ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨

イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発

ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

(3) 協賛者

ア 事業場の実施事項に対する支援

イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育・研修を実施し、交通労働災害防止のための安全管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前の点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。
- ⑨ 交通労働災害防止に係る交通安全情報マップの作成、ポスターや標語の掲示等交通安全についての意識の高揚を図る。
- ⑩ 異常気象等への対応、自動車等の走行前点検等、必要な措置を行う。

(イ) 積雪や路面凍結の情報に注意し、季節に応じた対策を講じる。

(ウ) 他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行する。

イ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)に取り組む。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」(ア(ア)②、③は事業場の規模に応じて実施)

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ③ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づき適切な指示を行う。
- ④ 「配達時における安全作業のポイント7」を励行させる。

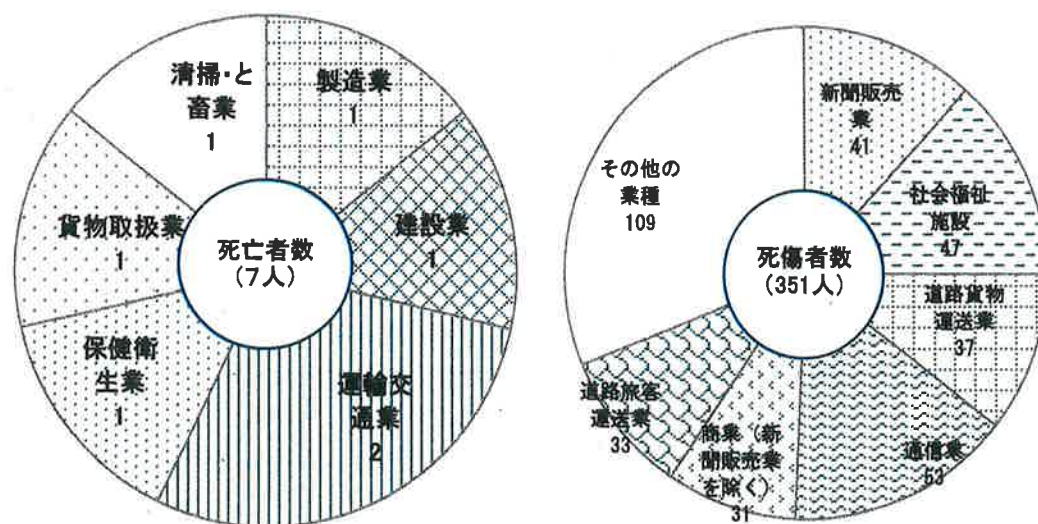
エ 社会福祉施設

(ア) 上記アの「全業種共通事項」及びイ(イ)①の事項に取り組む。

(イ) 危険予知による運転を励行し、急の付く動作や速度超過に対する注意喚起を行う。

(参考)

兵庫県内における令和 7 年交通労働災害（道路）発生状況（単位：人）



注) 死傷者数：死亡及び休業 4 日以上 の休業者数
商業は、新聞販売業を除いた数字

【出典：労働者死傷病報告】

兵庫県内における死亡者数の推移（平成 8 年～令和 7 年）（単位：人）



※新型コロナウイルス感染症による死亡者数を除く。

秋の交通労働災害防止運動

(実施期間 令和8年9月1日～30日)

トラック、乗用車、バイク等による交通労働災害により、兵庫県内で今年すでに8人※の方が亡くなっています。

昨年同時期は2人、令和7年は年間7人でした。

兵庫労働局では、交通労働災害による死亡者ゼロを目指して、今年も、秋の交通労働災害防止運動に取り組めます。

※ 今年お亡くなりになった8人の方…工場内でのダンプと自転車の接触1人、朝刊配達バイク運転中に用水路で発見された1人、を含みます。出典:労働者死傷病報告、令和8年7月末日現在。

令和8年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱

(すべての事業者に取り組んでいただきたい事項) ※抜粋

●全業種に共通

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ・管理者を選任し、管理者に対し必要な教育・研修を実施する等により安全管理体制を確立する。
- ・適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ・雇入れ時及び日常の教育を行う。

※詳しくは

秋の交通労働災害防止運動 実施要綱



<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/content/contents/002757953.pdf>



●道路貨物運送業

リスクアセスメントに取り組む。

●新聞販売業

配達員の健康状態を把握し、適切な指示を行う。
高齢者について十分配慮する。

●社会福祉施設

危険予知による運転の励行。急加速、急停止や速度超過に対し注意喚起する。



主唱者

兵庫労働局、各労働基準監督署

協賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、日本新聞販売協会近畿地区本部

※秋の全国交通安全運動は、9月21日(月)～9月30日(水)に実施されます。

令和8年 死亡交通労働災害（令和8年7月31日現在）

※交通事故に分類されない災害も一部含む

件数	災害発生		業種	職種	起因物	発生状況概要
	月	時間				
1	1月	8時台	清掃・と畜業	清掃員	トラック	工場内で、左折した10トンダンプトラックと自転車に乗っていた被災者が接触した。
2	1月	7時台	製造業	作業 者・技 能者	トラック	県道の交差点において、バイクを運転していた被災者が、トラックと出合い頭に衝突した。
3	2月	5時台	運輸交 通業	運転者	トラック	3トントラックを運転していた被災者が、路肩に駐車していた10トントラックに後方から衝突した。
4	3月	10時台	商業	営業	乗用車	高速道路の料金所の分離帯に衝突し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。
5	3月	3時台	商業	運転者	トラック	配送先で納品を終え、自社トラックで高速道路を走行中の被災者が、逆走車と正面衝突したものの。
6	4月	21時台	運輸交 通業	バス運 転者	乗用車	バスを入庫後、終業点呼のために、車庫から離れた場所にある営業所に向かうためバイクで公道上を走行中、右折をしてコンビニエンスストアに入ろうとした対向車に激突されたものの。
7	6月	13時台	運輸交 通業	貨物自 動車運 転者	トラック	トラックを運転し高速道路を走行中、前方を走行していた別のトラックに追突し死亡したものの。
8	6月	3時台	商業	新聞配 達	水	バイクで朝刊配達中の労働者が、台風のため増水していた用水路に転落し、約300メートル下流で発見されたものの。



● 交通労働災害について、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

